

労務 ROAD

副業・兼業に関する Q&A

昨年厚生労働省において策定された「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について Q&A の一部をご紹介します。ご不明な事やご質問がございます際は、お気軽にお問い合わせくださいませ。

Q1: 自社と副業・兼業先での労働時間の考え方はどうなるか。

労働者がA事業場でもB事業場でも雇用される場合には、原則として、その労働者を使用する全ての使用者（A事業場の使用者Aと、B事業場の使用者Bの両使用者）が、A事業場における労働時間とB事業場における労働時間を通算して管理する必要があります。加えて、使用者は、労働時間を通算して法定労働時間を超えた時間数のうち自ら労働させた時間について、割増賃金を支払う必要があります。

Q2: 法定休日における労働時間はどのように通算するのか。

自らの事業場における法定休日に自ら労働させた場合は、休日労働となり、休日労働の割増賃金が必要になるほか、単月 100 時間未満・複数月平均 80 時間以内の時間外労働の上限規制については、休日労働の時間も含むこととされています。他の使用者の事業場の法定休日に労働を行った場合は、自らの事業場における法定休日の労働ではないため、自らの事業場の労働時間と通算する場合には、他の使用者の事業場における所定外労働として取り扱うこととなります。

Q3: 自社の法定休日に他社において副業・兼業が行われた場合、法定休日を確保したことになるのか。

通算されるのは労働時間に関する規定であり、休日に関する規定は通算されないため、労働者が自らの事業場の法定休日に他の使用者の事業場において副業・兼業を行った場合においても、自らの事業場における法定休日は確保したこととなります。

Q4: 時間的に先に締結された労働契約が有期労働契約であって、時間的に後から締結する労働契約が期間の定めのない契約（無期労働契約）である場合には、有期労働契約が更新される際に労働時間通算の順序は変更されるのか。

1 年契約の有期労働契約が繰り返し更新されているような場合など、有期労働契約の更新が実態として従来の労働契約の継続に該当する場合には、契約更新によって自動的に労働時間通算の順序が変更となるわけではなく、引き続き、有期労働契約が時間的に先に締結された労働契約として、従来と同じ順（最初に労働契約を締結した順）に、労働時間の通算を行うこととなります。

Q5: 副業・兼業を行う労働者との労働契約の締結の先後にかかわらず、労働時間通算の順序を変更することは可能なのか。

労働時間通算の順序は、使用者Aと労働者、使用者Bと労働者の間で合意され、三者の合意が形成されることにより、変更することは可能です。

Q6: 短時間労働者が副業・兼業を行うことにより、自らの事業場における労働時間と他の使用者の事業場における労働時間を通算すると、自らの事業場の通常の労働者の1週間の所定労働時間の3/4以上となる場合には、当該短時間労働者に対する健康診断やストレスチェックの実施義務はかかるのか。

労働安全衛生法に基づく健康診断等の健康確保措置の実施対象者の選定に当たっては、副業・兼業先における労働時間の通算をすることとはされておらず、質問のような場合には、健康診断やストレスチェックを実施する義務はありません。ただし、使用者の指示により当該副業・兼業を開始した場合は、自らの事業場における労働時間と通算した労働時間に基づき、健康診断やストレスチェック等の健康確保措置を実施することが適当です。

VOL.763
(2108—5)



〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 LUCID SQUARE
SEMBA 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
HP: <https://k-s-j.net/>
担当: 木下・安曇・黒瀬・姚

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

5月に引越し、今の家で初めての夏を迎えております。周りに木が多いせいか7月頃から毎日のように家で虫を発見…引越し早々引越したい！(泣)と思っておりましたが、網戸用虫除けスプレーをかけたところ翌日から虫がいなくなりました。今まで虫除けスプレーの効果を甘んじてましたが、こんなに効果があるのかと感動したので、これから我が家の必需品になりそうです！（脇田）

お知らせ

8月中に順次夏季休暇をいただきます。日程については各担当より別途ご連絡させていただきます。

皆様にはご迷惑をおかけいたしますが、何卒よろしくお願ひ申し上げます。